

受付番号 第 号  
2007年12月4日  
時 分

山県市議会議長 様

山県市議会議員  
寺町知正 印

#### 一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、通告します

質問番号 2番 答弁者 副市長

質問事項 市の次の一般ゴミ処理施設計画の経過や問題点の整理

#### 《質問要旨》

1月2日の臨時議会で、市の一般ゴミ処理施設建設委託事業が議題になった。山県市始まって以来、たぶん2度とこのような高額な契約事業はないといえる約40億円の委託事業が「2社の入札で1社に決定」された。一般人の常識としてあまりに不自然だ。その理由や事情は解明されていない。そこで、建設工事請負業者選定委員会の長であり、機種選定委員であり、そもそも本件単独ゴミ処理の経過をもっとも知る副市長に問う。

#### 1. 経過の不自然さ

初めから日立造船が本命ではないか、という疑問は誰でも感じる。

私は、2005年H17年ごろ以降の議会委員会やその後の説明でも、次の設備は「ストーカ式焼却炉+燃料式灰溶融」がいいと聞かされていた。

市は、初めから「ストーカ式焼却炉+燃料式灰溶融方式」ありきではなかったのか。

#### 2. 協調関係

ストーカ方式の炉といえば 例えばクボタや日立が連想される。

山県郡のゴミ処理の一部事務組合は昭和51年から施設を運用し、今、建っている焼却炉は平成3年から稼動し、その炉の業者は「三和動熱(株)」。市の説明では、平成9年に日立グループの「エス・エヌ環境テクノロジー」(現在名)に吸収されたという。

市は、今回の炉のタイプや事業形態など事業の意思形成に関して、同社関係からの情報提供、アドバイス等をうけていると思うが、いつごろから、どのようなことについて、どの程度受けていたのか。

#### 3. 市のとらえ方

今回の意思決定手続きについて、普通人の常識的からみると、形式的には「コンサルタントに委託し、選定委員会によって機種が決定された」が、実質的には「日立グループ関係者が次期の機種や方式の助言をしつつレールを敷いてきた」と受けとめる。

実際に、一般競争入札に2社しか応募せず、日立造船が一括で受託したという事実はそれを裏付けているととらえるのが、分かりやすい見方だ。市はどう釈明するのか。

#### 4. 「仮見積もり」とは

機種選定資料に、「ストーカ式焼却炉+燃料式灰溶融方式」について「7社中5社」に調査した、とあり、市民環境部長答弁では、「全国に30社ほどある。5社とはクボタ、『日立』、JFE、『タクマ』、カワサキ」だという(JFEとは日本鋼管のこと)。

別の市の資料の中には3社に「仮見積もり」をしたとある。

「仮見積もり」とはどういうことか。

#### 5. 市の発注者責任と権限

その3社は、市民環境部長答弁では、「日立、タクマ、JFEの3社」だという。

コンサルの報告書や選定資料ではA社、B社、C社となっている。選定委員会の議事録によれば、本来は市が聞くべきだが、指名停止中だから市が直接それら会社に聞けないのでコンサルが代わって聞く、とある。指名停止も解け、選定の意思決定も済み、すでに契約も交わしたから、もはや支障は無い。よって、市には発注者責任と権限がある。仮見積もりした3社、A社はどこ、B社はどこ、C社はどこか明らかにされたい。

#### 6. 入札の手続きにおける疑問、指名停止の問題

落札業者日立造船は、岐阜県で2006年6月6日付けで、来年2008年2月6日まで20ヶ月指名停止になっている。タクマも12ヶ月資格停止になっている。日立は、悪質な故に、「短加重」で処分期間が長くなった。

山県市は、通常、県に準じて処分している。しかしこの時、市の日立らに対する処分は、県と異なり、今年の6月までと短くなっている。業者を救う措置ともうけとれる。

市の入札参加資格停止要領(※)で県と同様に日立等に「加重」ペナルティをできたはず。やっぱり日立を受け入れる筋道を残したかったというべきではないか。

特別なケースとして加重しなかった理由は何か。

#### 7. 手続き違反や著しい不合理

入札参加が2社しかなかった、しかも、県が指名停止中の業者が落札したことは極めて分かりにくい。国の営業停止処分の影響かとの答弁もあったが、今回の入札手続きに著しい不合理があると思わないか。

#### 8. コンサルタント

昨年2006年8月から今年3月の「見積発注」仕様書作成業務は、6社指名の中で中日本建設コンサルタント(株)岐阜事務所が落札。

続いて今年3月から6月の「発注」仕様書作成業務は、6社指名の中で同コンサルが落札。

今年9月4日の本体工事「施工監理」の業務は10社指名の中で同コンサルが落札した。

3回とも同じ1社が落札する確率は数百分の一だ。

同コンサルが事前に業界の3社から見積をとって設計価格43億円の事業の仕様書を作成した過程・経過、その他の各書類から見ても、同コンサルが施工監理をすることになったのは、あまりに出来過ぎている。市は、実質は随意契約と同じことをしたのではないか。

以上

※ 山県市の入札参加資格停止要領第3条第4項

「極めて悪質な事由がある・・・当該長期の2倍まで延長することができる」